

つきとめていかなければおさまらない。一つとして漁業制度がクローズアップされて来たのですが、天草では「網子役」なるものの規定がかかります。そのおかれた所が「網子浦」として他の漁業を行ひ得た、いわばそうした封建的な保護漁業として特色づけられる、かなり確実な根拠があります。勿論、現在では、かっての網子浦以外にも漁業を営む村がありますが、それらと、かっての網子浦とでは漁村構造および漁民的性格その他のにおいて著しい差異があるようと思われます。こうした制度の発生原因は、ひとまずその名称にもあらわされていますが、それらと、かっての網子浦とでは漁役その他のために水夫役を賦役として提供すべきことを定められた漁村であつて、その反対給付として漁村専徴を公的に承認されたといえるかと思ひます。しかし次第に賦役としての水夫役の意義は薄れ、むしろ一種の漁業権としての性格を濃厚に帯びて参ります。

この制度は明治初年の漁業法の改正によつて決定的な打撃を受け、現在では故老といえども、これを伝承していないようです。ところどころのよきなプロセスを通して「天草における漁村の成立」というよきな視点から、明治以前の天草漁業史を記述してみたいと思つてゐる次第です。まだ資料的に多少の不充分を感じますので、この休暇中、補足的な史料探訪を行つたのち、まとめて發表の機会を得たいと考えています。羽原、山口両氏の御論考以外、最近の「地理学評論」で瀬戸内海の一部に、天草の場合と極めて類似の制度があつたことを知りましたが、当地ではなお文献的に非常に乏しい上、扱い慣れない問題です。されに、かなり難行してしまいます。もしお気付きましたら御教示頂ければ幸甚です。

天草調査の目的は、元来、出稼出身地の村落構造の分析にあつたのですが、当つて、いるうちに、歴史的に遡及する必要を痛感し、又それが可能であるように思われて來まして、それにつれて問題領域も拡大するといった風で、今は並行するいくつかの問題を同時に

天草漁村と網子役

(熊本) 中 村 正 夫